（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第七条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（裁判員等選任手続調書の記載要件） **第二十六条**　裁判員等選任手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～十三　略］ 十四　通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかったときは、その理由 ［略］ 十五　通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその理由 十六　［略］ 十七　［略］ 十八　［略］ 十九　［略］ ［2　略］ （証人等の尋問調書） **第四十四条**　刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十八号の符号を記載するものとする。 ［2～4　略］ （公判調書） **第四十六条**　公判調書には、刑事訴訟規則第四十四条（第一項第二十八号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六条第一項第十八号の符号 ［二～七　略］ ［2　略］ （鑑定手続実施決定があった場合の公判前整理手続調書） **第四十七条**　鑑定手続実施決定があった場合には、公判前整理手続調書には刑事訴訟規則第二百十七条の十五に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一　略］ 二　鑑定人の宣誓の有無及び鑑定人に宣誓をさせなかったときは、その理由 三　［略］ 四　鑑定人が宣誓、鑑定又は供述を拒んだこと及びその理由	（裁判員等選任手続調書の記載要件） **第二十六条**　［同上］ ［一～十三　同上］ ［新設］ 十四　［同上］ ［新設］ 十五　［同上］ 十六　［同上］ 十七　［同上］ ［2　同上］ （証人等の尋問調書） **第四十四条**　刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十六号の符号を記載するものとする。 ［2～4　同上］ （公判調書） **第四十六条**　［同上］ 一　立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六条第一項第十六号の符号 ［二～七　同上］ ［2　同上］ （鑑定手続実施決定があった場合の公判前整理手続調書） **第四十七条**　［同上］ ［一　同上］ ［新設］ 二　［同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事訴訟規則の一部改正）

第八条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条） **第百五条の五**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命	（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条） **第百五条の五**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求